

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月28日
【会社名】	ドリームバイザー・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Dreamvisor Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 奥山 泰
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号
【電話番号】	(03) 6661-9311 (代表)
【事務連絡者氏名】	アドミニ&オペレーション部副部長 木村 健太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号
【電話番号】	(03) 6661-9311 (代表)
【事務連絡者氏名】	アドミニ&オペレーション部副部長 木村 健太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 425,900,000円
	(注) 行使価額が調整された場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	17,036個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	該当事項はありません。
申込期間	該当事項はありません。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	該当事項はありません。
払込期日	該当事項はありません。
割当日	平成25年7月1日
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注)	<ol style="list-style-type: none">1. 取締役会決議日 平成25年3月28日開催の当社取締役会において発行を決議しております。2. 募集の方法 株主割当の方法により、基準日（本欄第3項に定める。）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、本欄第4項に定める割当比率で本新株予約権を割当てます。ただし、当社が有する当社株式については、本新株予約権を割当てません。3. 基準日 平成25年4月23日4. 割当比率 各株主の所有株式数1株につき1個を割当てます。5. 新株予約権無償割当ての効力発生日 平成25年7月1日6. 発行数について 発行数については、当社の平成25年2月28日現在の発行済株式数の総数を基にしておりますが、基準日は平成25年4月23日のため変動を生ずる可能性があります。7. 申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所及び払込期日について 本新株予約権は、会社法第277条の規定に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであり、当社の定める新株予約権無償割当ての効力発生日において、何らの申込手続きを要することなく新株予約権が付与されることとなります。したがって、申込に係る上記事項について該当事項はありません。8. 株主割当による本新株予約権の発行は、平成25年3月28日開催の当社取締役会で決議を行ったウェルス・マネジメント株式会社との株式交換契約締結による当社グループの金融サービス事業への再進出の一環として行うものであります。同社との株式交換及び金融サービス事業への再進出の概要につきましては、後記「募集に関する特別記載事項」をご参照ください。 この趣旨に鑑み、本新株予約権の発行については、平成25年6月20日開催予定の当社定時株主総会において、(1)当社における発行可能株式総数の増加に関する定款変更、(2)ウェルス・マネジメント株式会社との株式交換、(3)ウェルス・マネジメント株式会社から当社に迎え入れる取締役1名の選任の各議案が全て承認されること、当社における本新株予約権の発行に係る金融商品取引法に基づく本届出書の効力が発生すること、平成25年6月20日開催予定のウェルス・マネジメント株式会社定時株主総会において当社との株式交換が承認されること、当該株式交換の効力発生までに何らかの事情により当該株式交換契約の効力が失われないことを条件として、その効力が発生することとしております。 なお、平成25年3月28日開催の当社取締役会にて決議しておりますウェルス・マネジメント株式会社との株式交換は、本新株予約権の行使価額の調整事由には該当致しません。
-----	--

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 普通株式とは、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株制度は採用していない。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、17,036株とする。（本新株予約権1個の目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は1株とする。） ただし、当該数は、当社の平成25年2月28日現在の発行済株式数の総数を基にしており、基準日は平成25年4月23日のため、変動を生ずる可能性がある。また、本欄第2項によって交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 (1) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従い行使価額（同欄第1項に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式によって調整されるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>(2) 前号の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその理由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、次号に定める行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 各本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、25,000円とする。ただし、本欄第2項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>2 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。）その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、当社普通株式の株主（以下「普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>株式分割又は無償割当により当社普通株式を発行する場合調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当について当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。</p>
-----------------------	---

本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日、また無償割当の場合は当該無償割当の効力発生日）の翌日以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の価額が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該価額の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該価額の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号から各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号からにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額によ} \\ \text{り当該期間内に交付} \\ \text{された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき、但し、当社とウェルス・マネジメント株式会社との間の平成25年3月28日付株式交換契約に基づく株式交換によって、本項に基づく、本新株予約権の行使価額の調整は行わない。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに書面の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>425,900,000円 前記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項により、行使価額の調整が行われた場合は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、後記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は25,000円とする。ただし、前記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項によって変更されることがある。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成25年7月1日から平成25年9月30日までとする。 ただし、行使期間の最終日が当社の株主名簿管理人（会社法第123条に定める株主名簿管理人をいい、以下同様とする。）の営業日でない場合は、その前営業日を最終日とします。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>受付場所 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次場所 該当事項はありません。</p> <p>払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1 本新株予約権は、1個を分割して一部行使することはできないものとする。</p> <p>2 本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者は本新株予約権を1個単位で行使することができる。</p> <p>3 米国に居住する本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができないものとする。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うことを当社の株主総会（株主総会が不要となる場合には、当社取締役会）で承認された場合、会社法273条第2項の規定に従って通知又は公告した上で、その時点において残存する新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）をする場合、前記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。</p> <p>(2) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とします。</p> <p>(3) 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とします。</p> <p>(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 前記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とします。</p> <p>(5) 交付する新株予約権の行使期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとします。</p> <p>(6) 交付する新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項の定めるところと同様とします。</p> <p>(7) 交付する新株予約権の行使の条件 前記「新株予約権の行使の条件」の定めるところと同様とします。</p> <p>(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。</p> <p>(9) 交付する新株予約権の取得 前記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」の定めるところと同様とします。</p>
---------------------------------	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求受付場所に提出しなければなりません。

本新株予約権を行使しようとする場合は、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を上記払込取扱場所の指定の口座に振込むものとします。

上記行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできません。

2. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額の入金が確認された日、又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅い日に発生します。

3. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権については、新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
425,900,000	15,000,000	410,900,000

(注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額を表示しております。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

なお、発行諸費用の主な内訳は、書類作成費用、弁護士費用、目論見書発送に係る費用、新株予約権の原簿管理費用、登記費用等であります。

3. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額は減少します。

(2)【手取金の使途】

調達する資金の具体的な使途は以下のとおりであります。

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
ウェルス・マネジメント株式会社との株式交換による同社の完全子会社に要する費用	25,000,000	平成25年7月～
金融サービス事業における運転資金など事業拡大のための資金	385,900,000	平成25年7月～

調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資及びその時期が未定のため織り込むことは困難であります。財産の出資があった場合の調達資金は、以下のとおり充当することを予定しております。なお、以下の金額及び時期はあくまで予定であり、具体的には資金の払込みのなされた時点の状況に応じて判断いたします。

本株主割当により調達する資金については、当社グループ（当社並びに株式会社日本証券新聞社）の金融サービス事業の再進出のため、ウェルス・マネジメント株式会社（以下「WM社」といいます）との株式交換（以下「本株式交換」といいます。）による同社の完全子会社化に要する費用及び金融サービス事業拡大のための資金に充当する予定であります。

具体的には、

完全子会社化に要する費用と致しましては同社（同社が受託を行う不動産を含む）に関する契約関係や財務業績状態に関する法務、財務その他の調査費用、株式交換比率算定費用及び登記費用を想定しております。

金融サービス事業拡大のための資金につきましては、株式交換による完全子会社化後のWM社及びその子会社に対する出資又は貸付により、金融サービス事業における優秀な人材の確保に要する採用活動費用及び事業運営における人件費や営業活動費等の運転資金や投資などの今後展開を予定しているファミリーオフィスビジネスを含むWM社及びその子会社における事業拡大のための資金に充当することを予定しております。

また、仮に行使が一部に留まり調達額が減少した場合には、WM社との株式交換による同社の完全子会社化に要する費用、金融サービス事業における運転資金などの事業拡大のための資金の順に充当する予定であります。なお、金融サービス事業への再進出の概要については、後記「募集に関する特別記載事項」をご参照ください。

当社は同事業への再進出により、今後営業収益の向上が期待でき、本株主割当により企業価値の向上につながるものと考えております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集に関する特別記載事項】

本新株予約権の発行について

目的

当社は持株会社であり、傘下の連結子会社である株式会社日本証券新聞社（以下「NSJ社」といいます。）においては、既存事業として

- （ ）金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業
- （ ）新聞及び広告事業
- （ ）その他の事業

を営んでおりますが、経営環境悪化の影響等により平成21年6月期より4期連続で連結営業損失を計上するなど業績低迷が続いております。継続的な経費の削減を実行するなど業績の回復及び企業価値の向上を図っておりますが、平成25年2月13日に開示しておりますとおり、平成25年3月期（当期より決算期変更を行っております。）についても、連結営業損失を計上する見込みであります。売上減少の要因としては、金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業においては、オンライン金融情報の無料化の流れ、システムの競争力低下によるものと、新聞及び広告事業においては、紙媒体を主力とする日本証券新聞の購読者数の減少と、オンラインメディアの事業展開の遅れによるものと考えております。

一方で当社は経営強化のため、平成21年5月に総合金融サービス企業への業容拡大を企図し、子会社（ドリームバイザー・ファイナンシャル株式会社、平成24年8月清算済み）において第一種金融商品取引業の登録を行い、FX（外国為替証拠金取引）やCFD（差金決済取引）のサービス提供等を開始し、更に平成21年12月には、当社内に「資産運用・投資助言事業準備室」を設置し、資産運用及び投資助言業への参入の検討を開始致しました。もっとも、取り巻く事業環境の悪化等により収益基盤の確立が遅れ早期の黒字化が困難との判断により、平成22年12月に第一種金融商品取引業から撤退し、また検討を重ねておりました資産運用及び投資助言業への参入も、事業開始には至りませんでした。しかしながら、NSJ社の既存事業における顧客層（上場会社並びにその役員及びオーナー等）と金融サービス事業における顧客層（富裕層及び機関投資家）との顧客属性の共通性、当社の有する金融に関する情報収集・分析力の活用など、双方の事業にはシナジー効果が期待できると考えており、平成22年12月以降も再進出について継続して検討してまいりました。

こうしたなか、上場会社が行うIR活動を支援する事業（以下「IR支援事業」といいます。）では、NSJ社がネットワークを有する企業からの委託により当該企業の会社説明会等の開催における企画、運営等及び株主・投資家向け報告書（事業報告書及び株主通信等）の作成受託等を行っており、これまでの新聞及び広告事業で築いた事業基盤を生かした発展形の事業モデルであり、その顧客企業数及び受託件数は堅調に増加し、当社の収益の柱となりつつあります。

このような事業環境のなか、当社グループは業績の回復を企図しIR支援事業を含む既存事業の強化と、金融サービス事業への再進出を含め、これらの事業とシナジーを期待できる事業への進出を検討してまいりました。その結果、本届出書と同日に提出した臨時報告書に記載のとおり、本株式交換を行うことにより、新聞及び広告事業並びにIR支援事業等との事業シナジーが期待できる金融サービス事業への再進出を行うことと致しました。

なお、当社は平成24年9月に第3回新株予約権（平成24年9月19日、有価証券届出書を関東財務局長に提出）、同年12月に第4回新株予約権（平成24年12月4日、有価証券通知書を関東財務局長に提出）の発行を決議しており、それぞれ136百万円、38百万円の資金調達を行っております。第3回新株予約権による調達資金の資金用途は、運転資金の確保を企図した財務基盤の安定化、金融証券市場ニュースの提供事業並びに新聞及び広告事業におけるオンライン化への投資、IR支援事業の強化であり、第4回新株予約権による調達資金の資金用途は運転資金の確保を企図した財務基盤の安定化です。第3回新株予約権及び第4回新株予約権による調達資金により既存事業を展開するうえでの人件費や営業活動費用などの運転資金の確保と、金融証券市場ニュースの提供事業並びに新聞及び広告事業におけるオンライン化への投資及びIR支援事業の強化を図ることが可能となり、一方で本新株予約権による調達資金により既存事業とシナジーを期待できる金融サービス事業の再進出及び同事業拡大のための資金の確保を図ることが期待できます。

今般、株式交換により当社の子会社となるWM社は、富裕層や機関投資家を主な顧客層として、不動産及び不動産関連金融商品（以下「不動産等」といいます。）への投資に関するアセットマネジメント事業を主たる事業としており、約555億円（平成24年3月末時点）の顧客資産についてアセットマネジメント業務を受託しております。具体的には機関投資家等への不動産等投資に関する助言等を行う業務（アセットマネジメント業務）並びに不動産仲介、投資物件の発掘、デューデリジェンス及びドキュメンテーションなど不動産売買に関する総合的なサービス業務（アキュイジションサポート業務）等を営んでおります。同社は平成20年のリーマンショック以降の国内外の金融・不動産業界の低迷の中においても、過去6期の内5期において経常利益を計上しております。東日本大震災直後の平成24年3月期にはアキュイジションサポート業務の低迷と不動産等投資に関する共同出資持分の売却損等により、連結営業収益254百万円、同経常損失12百万円と損失を計上致しましたが、7期目にあたる平成25年3月期（今期）には連結営業収益317百万円、同経常利益55百万円と再び連結黒字に転換する見込であります。しかしながらアセットマネジメント業務に係る新規受託が同社計画どおりには進んでいないために漸減している顧客資産の拡大が同社の課題であり、そのための施策の一つとして今後は、大胆な金融緩和に伴う金融・不動産市況の回復も期待できる中、子会社（Wインベストメントパートナーズ株式会社）を通じて富裕層の資産運用や財務管理を一括して担うファミリーオフィスビジネスへの展開も計画するなど不動産等関連のみならず幅広い金融サービスの提供を予定しております。

そのようなWM社との株式交換による完全子会社化の実施により、当社は金融サービス事業への再進出・参入の足掛かりとなり、WM社においても当社の子会社であるNSJ社の有する顧客ネットワークの活用により、更なる業績の向上が期待できます。

また、NSJ社の既存事業における顧客層（上場会社並びにその役員及びオーナー等）に対する高付加価値な金融サービスの提供は、当社グループ全体の収益の多様化と顧客単価の向上に繋がり、また、WM社の顧客層（富裕層及び機関投資家）とのネットワークを活かしたIR支援事業、新聞及び広告事業の拡大等により収益の改善・発展が期待できるものと考えております。このため、本株主割当による資金調達には、既存事業とのシナジー効果を期待できる金融サービス事業への再進出に要する費用及び同事業拡大のための資金に充当する予定であり、当社の企業価値の向上に資するものと考えております。

なお、当社は本株式交換による金融サービス事業への再進出に伴い、親会社のあかつきフィナンシャルグループ株式会社との協力関係の強化及び本株主割当により同社に割当てられる新株予約権を行使して頂くことについての具体的な協議を開始いたします。また、上述のとおり、シナジー効果が期待できることからWM社からは取締役1名を当社定時株主総会での決議を経て迎え入れ、現在の代表取締役社長に加えて代表取締役に就任する予定です。これにより、当社グループと、WM社及びその子会社で連携を図ることが可能となります。

当該資金調達の方法を選択した理由

当社は、前述のとおり、平成21年6月期より4期連続で連結営業損失を計上するなど業績低迷が続いており、また一方で、平成25年2月1日付で猶予期間が解除されたものの、平成24年4月以降、当社株式は株式会社東京証券取引所の上場廃止基準（上場時価総額）に抵触しておりました。このような状況下において借入れや社債の発行による資金調達の実現可能性は低く、当社の資金調達の方法は限られたものになっております。

公募については、業績低迷が続くなか、上場廃止に係る猶予期間から解除されたばかりであり、調達資金の確保が期待できないことは明白なことから、実現可能性は低いと判断いたしました。第三者割当てによる増資については、過度な希薄化を招き株価に悪影響を及ぼす可能性があり株主の皆様にとって不利益となる恐れがあります。一方、株主割当の方法については、全株主の皆様が平等に機会を提供することにより、当社の現状及び資金使途に係る将来の事業の展開や方向性を広くご理解頂いた上で、一定の権利行使期間内で行使頂くか否かの投資の機会を提供することが出来るものと考えております。

これらの資金調達方法を検討した結果、株主の皆様の負担を最小限にするという観点から、本新株予約権を無償で割当てることと致しました。

行使価額の決定方法

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前日（平成25年3月27日）の株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（以下、「直近終値」）36,950円を参考に、25,000円を行使価額として平成25年3月28日開催の取締役会で決定しております。この行使価額は、直近終値から32.3%ディスカウントした水準であります。これは、当社が当期を含め5期連続で連結営業損失を計上する見込みであるなど業績が低迷している現状を鑑み、本株主割当による資金調達の趣旨を株主の皆様幅広くご理解頂き、当社の方針にご賛同頂いた場合に権利行使に応じていただきやすい株価とする為にディスカウント率を検討した結果のものであります。なお、当該行使価額につきましては、過去6ヶ月間の終値の平均値28,384円からのディスカウント率が11.9%、過去3ヶ月間の終値の平均値33,776円からのディスカウント率が26.0%、過去1ヶ月間の終値の平均値37,782円からのディスカウント率が33.8%であります。

潜在株式による希薄化情報等

平成25年2月28日現在の当社の発行済株式総数は17,036株であり、当社が保有する自己株式はございません。本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式は、17,036株（注）であり、発行済株式総数に対する本新株予約権にかかる潜在株式数の比率は100.00%（小数第3位四捨五入）となります。本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割当てられるため、割当てられた本新株予約権の全てを同時に行使し、かつ当該行使により交付を受ける当社株式数に端数が一切生じなかった株主の皆様については、当該株主の皆様が有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。一方、本新株予約権を行使しなかった場合、本新株予約権の行使の結果、交付する当社普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、あるいは本新株予約権の一部のみを行使した場合、株主の皆様ご所有の当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございますが、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様が権利行使に応じた形で当社の金融サービス事業の再進出の為に投資に資するものとなり、その結果として、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に寄与するものと考えております。

（注）当該数は、当社の平成25年2月28日現在の発行済株式数の総数を基にしており、基準日は平成25年4月23日のため、変動を生ずる可能性があります。また交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとします。

また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、発行される株式数は減少します。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に、変更及び追加すべき事由が生じております。そこで、以下においては、本有価証券届出書提出日現在において当社グループの事業展開上のリスク要因となりうる事項を記載しております。また、本株式交換によりWM社を子会社化し、WM社及びその傘下にある子会社等で営む金融サービス事業を当社グループに取り込んだ場合に、当社グループの事業展開上のリスク要因となりうる事項を含めております。必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の投資判断において重要であると考えられる事項については、積極的に開示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えられます。ただし、以下の記載は当社グループの事業又は当社株式への投資に関するリスクをすべて網羅するものではありませんので、ご注意ください。

文中の将来に関する事項は、本届出書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

A 事業内容に関するリスクについて

金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業の収益構造について

金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業における、株価その他の指標チャートに投資分析機能や市況ニュースなどを組み合わせたアプリケーションの最終ユーザーは主に個人投資家であります。当社グループのホームページ上でも個人投資家であるユーザーへ有料で直接提供しておりますが、多くは、証券会社や外国為替証拠金取引事業者等へ直接又は事業パートナー経由でライセンスし、証券会社や外国為替証拠金取引事業者等がユーザーである自社の顧客へ有料もしくは無料で提供するという形態をとっております。証券会社や外国為替証拠金取引事業者等へのライセンス料は、アプリケーションに搭載する機能の内容に応じて1ユーザー当たりの利用料を基に設定しております。

このため、当社グループのアプリケーションの最終ユーザーの増減やニーズの変容が当社グループの業績に影響を与えることもさることながら、最終ユーザーの増減やニーズの動向にかかわらず、当社グループが直接ライセンスする証券会社や外国為替証拠金取引事業者又は事業パートナーへのライセンスにかかる契約の新規獲得、取引条件の変更、契約の終了が、当社グループの業績に影響を与えます。

新聞及び広告事業の収益構造について

新聞及び広告事業は、個人投資家や証券会社等を中心とする購読者からの購読料と紙面やウェブサイト上への広告掲載にかかる広告主からの広告収入を収益基盤としております。

紙媒体の新聞販売は、外部委託する印刷費、購読者の元へ配達されるまでの輸送費等のコスト負担があり、これらのコストを吸収する売上高の確保が課題となりますが、従来の購読者層の高齢化の進展や若年層の紙媒体離れ、証券会社の統廃合等から、緩やかではありますが販売部数は減少傾向にあります。当社グループでは、購読者の確保に努めつつ、販売部数の減少傾向下にあっても業務の効率化等の施策により採算の改善に取り組んでおりますが、何らかの要因によりこれらの施策の効果が上がらない可能性、もしくは施策の実行を阻害する事象が生じる可能性があり、当社グループの業績に影響を与えることが考えられます。

金融サービス事業の収益構造について

本株式交換によりWM社を子会社化した場合、WM社及びその傘下にある子会社等で営む金融サービス事業を当社グループに取り込むこととなります。主に、WM社及びその傘下にある子会社等では不動産及び不動産関連金融商品への投資に関するアセットマネジメント業務(投資助言・代理)を行っており、当該事業で得られる主な収益は、受託資産(不動産)における賃料等からなるアセットマネジメント収益、不動産の仲介で得られた成功報酬・仲介手数料等からなるリアルエステートアドバイザー収益であります。また、WM社及びその傘下にある子会社等では、受託資産に関する助言・代理を行うアセットマネジメント契約の増加に努めており、今回、当社グループに加わることで、WM社及びその傘下にある子会社は、当社グループの既存事業である新聞及び広告事業、IR支援事業の顧客層に対して、高付加価値な金融サービスの提案、提供が可能となります。こうした顧客層の拡大により、収益の増加を目指しております。しかしながら、大口のアセットマネジメント契約が解約・終了する場合には、当社グループの業績に影響を与えることが考えられます。また、これまでWM社及びその傘下にある子会社等の収益の中では、リアルエステートアドバイザー収益に占める割合が高いことから、市場環境の悪化等によりリアルエステートアドバイザー収益が著しく減少した場合、当社グループの業績に影響を与えることが考えられます。

金融証券市場の情勢、景気動向の影響について

金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業と新聞及び広告事業では個人投資家や証券会社等が顧客層の中心であり、金融証券市場の状況が個人投資家の市場参加意欲や証券会社等の情報への投資意欲に影響し、それが当社グループの収益に波及するところがあると認識しております。また、新聞及び広告事業における広告収入については、景気動向の影響を受けるところがあります。

外部委託について

当社グループは、小規模組織で事業活動を推進するため、データ配信等に使用するサーバー、システムの運用・保守、新聞や刊行物の印刷加工、輸送等について、外部委託しております。このため、当社グループの事業運営においては、これらの外部委託先との連携と適切な取引関係の継続が不可欠であります。何らかの事由により、外部委託先において業務運営に重大なトラブルが発生し長期化したとき又は外部委託先との取引関係の継続が困難となったとき、その時点で当社グループがその代替策をすみやかに実施できない事態となった場合は、当社グループの事業運営及び業績に影響を与える可能性があります。

競合関係について

金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業と新聞及び広告事業における投資情報提供の分野では、金融業界専門紙の発行者、金融情報ベンダーのほか、インターネット上のポータルサイトの金融情報サービス等との競合にさらされていると認識しております。

当社グループでは、当社グループの情報コンテンツ等について、コアとなる顧客層から一定の評価を得ているものと認識しておりますが、今後、価格競争が激化した場合、当社グループが顧客ターゲットの嗜好やニーズの変化に対応できなかった場合その他何らかの要因によって競争力が著しく低下した場合は、当社グループの事業運営及び業績に影響を与える可能性があります。

また、IR関連事業においては、当社グループとしての差別化戦略をとっておりますが、既にIR支援専門会社、証券会社系IR支援会社等のプレイヤーが存在し、メディアや各種機関がIRイベントを主催している中に、後発で参入したものであり、競合下において差別化戦略により実績をあげていくことが課題となっております。

本株式交換によりWM社を子会社化した場合、WM社及びその傘下にある子会社等で営む金融サービス事業では、金融機関系のアセットアセットマネジメント会社、不動産投資顧問会社、不動産投資ファンド、その他不動産投資に関する助言を行う会社等と競争関係にあると認識しており、法的規制の強化や競争激化となった場合は、当社グループの事業運営及び業績に影響を与える可能性があります。

報道内容の適切性、提供情報の正確性の確保について

当社グループは、広く一般に情報を提供するメディアとして、適切な報道活動を心がけ、提供する情報の正確性の確保に努めております。

しかしながら、記事、ニュース及び刊行物の編集・制作過程及び配信過程における人為的なミスや技術的な問題等から重大な誤謬や内容の欠落が発生した場合、信用の低下及びブランド力の劣化、ひいては訴訟が提起されるおそれがあり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

情報管理について

当社グループの事業運営上、厳正な情報管理が重要であります。

当社グループは、個人情報及び取引先との間で守秘義務を負う取引先の情報について、厳格な情報管理を継続的に行う体制の構築・維持に努めております。また、取材活動やIR関連事業の営業活動を通して上場会社のインサイダー情報に該当する情報を知り得る機会があることから、インサイダー情報の不適切な伝達や不正な利用が行われないよう、法令・社規の遵守について役職員への周知・徹底に努めております。また、本株式交換によりWM社を子会社化した場合、WM社及びその傘下にある子会社等においてもテナントなどの個人情報の取り扱いがあります。WM社及びその傘下にある子会社等ではこれらの情報について、その重大性を十分に認識しており適切な方法により保管しております。

しかしながら、管理体制の構築・維持にもかかわらず、これらの情報の流出、不適切な伝達、又は不正な利用が発生した場合、当社グループに法的責任が及ぶこと、当社グループの信用の低下及びブランド力の劣化等、当社グループの事業運営及び業績に影響を与える可能性があります。

知的財産権について

当社グループは、情報提供に際しては当社グループの著作権の保護を図る一方、第三者の著作権を侵害することのないよう努めております。

また、当社グループは商品・サービスの名称の一部について商標登録を行っております。一方、当社グループが開発したソフトウェア等について特許権の対象となる可能性のあるものについては、特許出願してまいりましたが、現時点で取得に至ったものではありません。

当社グループは、第三者の知的財産権を侵害しないよう努めておりますが、今後、当社グループが第三者の知的財産権を侵害していることが発覚した場合、当社グループへの損害賠償請求、信用の低下及びブランド力の劣化等により、当社グループの事業運営及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

法的規制について

現在、当社グループの事業を推進する上で、既存事業においては、直接的に規制を受ける法的規制は存在しないと認識しておりますが、本株式交換によりWM社を子会社化した場合、WM社及びその傘下にある子会社等は、宅地建物取引業法、金融商品取引法（第二種金融商品取引業・投資助言業・代理業）、貸金業法、保険業法等のライセンスを有するため、これらの関係法令による法的規制を受けることとなります。この場合でも、WM社及びその傘下にある子会社は、現時点の各種規制に従って、また、規制上のリスクを伴って業務を遂行しておりますが、将来において各種規制が変更された場合には、当社グループの事業推進に悪影響を及ぼす可能性があります。

その他、今後、現行法令の解釈の変更や改正並びに新法令の制定等、現時点で法的規制の対象となっていない当社グループの事業が新たに法的規制の対象となる可能性、もしくは今後の当社グループの事業展開において新たな事業分野への進出に伴い法的規制の対象となる可能性があります。そうした場合に、当該規制に対応するための新たな費用等が発生することにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

システム障害について

当社グループが行う情報の提供、新聞の発行においては、株価データの取得、新聞紙面の印刷委託先への版の送信、ニュースその他の情報コンテンツの配信、開発したアプリケーションの運用等について、社内外の様々なコンピュータ・システム及びネットワーク・システムに依存しております。

インターネット上での情報提供においては、システムの安定稼働を重要課題と認識しており、そのサーバーの管理については、セキュリティとネットワークの付加分散の措置が確保された第三者へアウトソーシングしておりますが、アクセスの急激な増加等による負荷の増大その他何らかの要因によりサーバーが動作不能な状態に陥った場合は、情報の配信又はデータの保全にトラブルが発生する可能性があります。また、当社グループ外とのデータの送受信にかかるインターネットその他の回線接続に障害が発生した場合には株価データの取得処理の異常や紙面印刷の遅延等の支障が生じることがあります。

当社グループは、このようなシステム障害には、すみやかに適切な対応をとるよう努めておりますが、災害等又は予期し得ない事由によりシステム障害の影響が重大なものとなった場合、復旧までの期間が長期化した場合等には、当社グループの業務遂行を停止せざるを得ない状況が起こる可能性があります。当社グループの事業運営及び業績に影響を与える可能性があります。

投資不動産の価値の毀損リスク及び瑕疵等に関するリスクについて

本株式交換によりWM社を子会社化した場合、WM社では、アセットマネジメントを受託している不動産について共同投資を行っているため、当該不動産に地震、戦争、テロ、火災等の災害が発生した場合には、当該不動産の価値が毀損する可能性があります。また、当社グループの業績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、WM社では、当該不動産の取得前には十分なデューディリジェンスを実施しておりますが、当該不動産の取得後に構造計算書偽装や瑕疵等の存在が判明し、顧客である投資家においてこれを治癒するための想定外の費用負担が発生した場合には、WM社には出資割合に応じた負担があるため、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす影響があります。

M&A、資本提携等

本株式交換によりWM社を子会社化した場合、当社、WM社及びその傘下にある子会社が、アセットマネジメント受託残高の拡大や投資対象不動産の多様化に結び付き、当社グループの既存事業とのシナジー効果が認められる場合には、M&Aや資本提携等も事業拡大の有力な手段として位置付けております。

M&Aや資本提携を実行する場合には、事前に十分な調査を実施し、各種のリスク低減に努める所存ですが、これらを実施した後に、偶発債務等が発見されたり、相手先及び当社グループが期待通りの成果を上げられない可能性があります。この場合には当社グループの業績や財政状態に影響を与える可能性があります。

B 経営体制に関するリスクについて

業務運営体制の適正性の確保について

当社グループは、当社を純粋持株会社とする持株会社制をとっております。本株式交換によりWM社を子会社化した場合、傘下で事業活動を行う子会社、関係会社は、株式会社日本証券新聞社並びにWM社及びその子会社等となります。

メディアとして報道を事業として行っていく上では、社会での信用が第一であり、健全な倫理観に基づく適切な業務運営体制及び内部統制の構築・維持が必要不可欠であると認識しております。また、本株式交換によりWM社を子会社化した場合、金融サービス事業を営む上で、徹底した管理体制を維持する必要があると認識しております。しかしながら、今後予測しえない事態や何らかの理由により、当社グループの業務運営体制及び内部統制が有効に機能しない状況となった場合、当社グループの信用の低下を招き、事業運営、業績及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

小規模組織であること及び人材の確保について

当社グループは、本有価証券届出書提出日時点の従業員数は19名(他、嘱託、準社員、派遣：4名)であります。本株式交換が実行された場合、WM社及びその子会社等を含めて27名であります。これに業務に従事する常勤役員を加えた小規模な組織体制で業務を遂行しております。小規模組織であるため、役職員一人一人が担う業務の質及び貢献度は相応に高いものとなっておりますが、一時的な不在・欠員が生じて、業務手順の共有や代行体制等により業務遂行に支障がないよう対応できる体制を確立しております。しかし、何らかの理由により大量の欠員が同時に生じた場合、又は、インフルエンザ等の感染症の蔓延その他何らかの事故・災害等により多数の役職員に就業が困難な事態が生じた場合には、業務遂行に著しい支障を来す可能性があります。

また、当社グループの事業運営上、報道、制作、営業、管理、さらには不動産の投資助言・代理及び媒介等の各部門に必要なスキルを有する優秀な人材の確保が必要不可欠であります。とりわけ不動産投資に関しては金融取引、不動産取引、税務会計等における高度な知識と経験に基づく競争力のあるサービスを提供していくことが重要であります。昨今の傾向として自己都合による任意退職者の発生が少なからず見受けられるものの、組織内のローテーションや中途採用等により、各部門に必要な人材を配置できているものと認識しております。しかしながら、何らかの理由により、急激な人材の流出が生じた場合、必要な人材の採用が困難となった場合には、当社グループの提供する情報その他のサービスの質の維持及び経営管理機能に重大な支障が生じる可能性があり、当社グループの事業運営及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

C 筆頭株主である親会社との関係について

あかつきフィナンシャルグループ株式会社は当社の議決権総数の52.86%(平成24年12月31日現在)を所有する当社の筆頭株主であり、当社の親会社であります。また、当社はあかつきフィナンシャルグループ株式会社との間で平成24年5月14日に業務提携契約を締結しております。このため、取引関係・人的関係等を通して、あかつきフィナンシャルグループ株式会社の経営戦略や業務運営の状況等が当社グループの事業運営、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループは、あかつきフィナンシャルグループ株式会社及びその子会社であるあかつき証券株式会社との間の関係を強化することにより、当社グループの業績改善に取り組んでおります。しかしながら、何らかの理由によりあかつきフィナンシャルグループ株式会社との業務提携による当社グループの業績改善策が進捗しない可能性もあります。

また、あかつきフィナンシャルグループ株式会社との提携に際し、あかつきフィナンシャルグループ株式会社は当社グループのメディアとして中立性を尊重する旨を表明しております。しかしながら、特定の法人株主の傘下に入ったことをネガティブに捉えられる可能性は否定できず、当社グループの事業運営に何らかの影響を与える可能性が考えられます。

D 当社株式の上場時価総額について

当社の上場株式時価総額は、平成25年1月における上場時価総額が3億円以上となったことで、当社株式の上場廃止猶予期間は解除され、当社株式の上場は維持されております。

当社は、引き続き、諸施策の実施により業績改善を図るとともに、市場の評価が向上するよう努めてまいりたいと考えておりますが、今後、当社株式の「月間平均時価総額」及び「月末時価総額」が3億円以上とならない場合には、再び上場廃止猶予期間に入るほか、東京証券取引所の定めるところにより一定期間を経過後、上場廃止となる可能性があります。なお、当社の株式が上場廃止となった場合は、上場市場での売買ができなくなり、換金性が著しく低下いたします。

- (注) 1 東京証券取引所の有価証券上場規程第603条第1項5号aでは、「月間平均時価総額」又は「月末時価総額」が3億円未満となり、3か月以内に事業の現状、今後の展開、事業計画の改善その他東京証券取引所が必要と認める事項を記載した書面を東京証券取引所に提出した場合には9か月(当該書面を3か月以内に提出しない場合には3か月)以内に「月間平均時価総額」及び「月末時価総額」が3億円以上とならない場合は上場廃止となる旨規定されております。
- 2 上場廃止基準である時価総額3億円は、東京証券取引所による平成25年12月末を期限とする上場廃止基準の緩和措置により、本来5億円である時価総額基準が3億円に変更されたものであります。

E 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループにおいては、継続的な営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、将来にわたって事業活動を継続することの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかし、当社グループは、あかつきフィナンシャルグループ株式会社との間の業務提携に基づく諸施策を実施し、早期における連結業績の回復及び財務内容の改善に取り組んでおります。また、本株式交換によりWM社を子会社化した場合、WM社及びその傘下にある子会社等で営む金融サービス事業を当社グループに取り込むことで、既存事業とのシナジー効果が期待することができ、当社グループの収益機会も増加する可能性があります。こうして、連結業績の黒字化への転換、財務体質の改善を目指すことで、企業価値を高めてまいり所存であります。

以上の取り組みにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する事項」の記載には至っておりません。

2. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の第13期有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づくもの)

提出日

平成24年9月27日

提出理由

平成24年9月26日開催の当社第13回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年9月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更するため、所要の変更を行う。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として奥山 泰氏、島根 秀明氏、天野 秀夫氏、北野 道弘氏、山中 一弘氏及び工藤 英人氏の6名を選任する。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として木村 喜由氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合） （注）1
第1号議案 定款一部変更の件	5,469	37	0	（注）2	可決（93.2%）
第2号議案 取締役6名選任の件					
奥山 泰	5,459	47	0	（注）3	可決（93.1%）
島根 秀明	5,460	46	0		可決（93.1%）
天野 秀夫	5,459	47	0		可決（93.1%）
北野 道弘	5,460	46	0		可決（93.1%）
山中 一弘	5,460	46	0		可決（93.1%）
工藤 英人	5,460	46	0		可決（93.1%）
第3号議案 監査役1名選任の件 木村 喜由	5,485	21	0	（注）3	可決（93.5%）

（注）1 賛成の割合は、本総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び委任状による出席を含む当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び委任状による出席を含む当日出席の株主のうち各議案の賛否について賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。また、累積投票によらないものであります。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。また、累積投票によらないものであります。

(4) (3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び委任状による出席を含む当日出席の株主のうち各議案の賛否について確認ができたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上

（金融商品取引法第24条の5及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づくもの）

提出日

平成25年3月8日

提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象と認められるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

（1）当該事象の発生日

平成25年2月28日

（2）当該事象の内容

当社連結子会社である株式会社日本証券新聞社は、S M B C日興証券株式会社と締結した「マーケット情報提供ウェブサービス」に関する契約（平成17年12月20日付締結、「以下、本契約」）につき、同社より、平成26年2月28日をもって、本契約を終了する旨通知を受けたものであります。

（3）当該事象の損益に与える影響額

現時点の見込では、当該事象の発生に伴う特別損失の計上はありません。また、本契約が継続される平成26年2月度までは、本契約にかかる収益が計上される見込です。そのため、当該事象による連結損益に与える影響額は、平成26年3月期は軽微であります。平成27年3月期は、連結経常利益ベースで20百万円程度の減少を見込んでおります。

以上

（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2及び第9号の規定に基づくもの）

提出日

平成25年3月28日

提出理由

当社は平成25年3月28日開催の取締役会において、代表取締役の異動を内定いたしました。また、平成25年7月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、ウェルス・マネジメント株式会社（以下「WM社」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施することを決議し、同日付でWM社との間で株式交換契約を締結いたしました。これらにより、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2及び第9号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

（1）当該事象の発生日

平成25年2月28日

代表取締役の異動

(1) 新たに代表取締役となる者の氏名、役職名、生年月日、異動年月日及び所有株式数

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日(予定)	所有株式数
千野 和俊 (昭和32年12月7日)	代表取締役	-	平成25年6月20日	-株

(注) 所有株式数は提出日現在で記載しております。

なお、千野和俊氏は、平成25年6月20日開催予定の当社定時株主総会において、(1)当社における発行可能株式総数の増加に関する定款変更、(2)WM社との株式交換、(3)WM社から当社に迎え入れる取締役1名の選任の各議案が全て承認されること、DVH社における株主割当による第5回新株予約権発行に係る金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、平成25年6月20日開催予定のWM社定時株主総会において当社との株式交換が承認されることを条件として、平成25年6月20日付で就任するものとして当社取締役に選任され、同日開催予定の当社臨時取締役会において、当社代表取締役に就任する予定であります。

(2) 新たに代表取締役となる者の主要略歴

氏名	略歴
千野 和俊	昭和56年4月 三菱地所住宅販売株式会社
	平成13年4月 三菱地所投資顧問株式会社 投資営業部長
	平成15年4月 三菱地所投資顧問株式会社 取締役
	平成18年4月 ウェルス・マネジメント株式会社 設立 同社代表取締役社長(現任)
	平成18年9月 Wインベストメントパートナーズ株式会社 取締役
	平成20年4月 同社代表取締役社長

本株式交換について

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ウェルス・マネジメント株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂一丁目12番32号
代表者の氏名	代表取締役社長 千野 和俊
資本金の額	30,000千円(平成24年3月31日現在)
純資産の額(連結)	139,427千円(平成24年3月31日現在)
純資産の額(単体)	157,647千円(平成24年3月31日現在)
総資産の額(連結)	337,065千円(平成24年3月31日現在)
総資産の額(単体)	353,702千円(平成24年3月31日現在)
事業の内容	アセットマネジメント業務 アクイジションサポート業務

最近3年間に終了した各事業年度の営業収益、営業利益、経常利益及び純利益

（連結）

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
営業収益（百万円）	428	437	254
営業利益（百万円）	127	142	0
経常利益又は経常損失（ ） （百万円）	70	143	12
当期純利益又は当期純損失（ ） （百万円）	33	38	44

（単体）

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
営業収益（百万円）	374	385	254
営業利益（百万円）	109	131	43
経常利益（百万円）	55	132	32
当期純利益（百万円）	0	29	0

大株主の氏名又は名称及び発行済株式総数に占める大株主の持株数の割合（平成25年3月27日現在）

赤坂社中有限責任事業組合	66.67%
千野 和俊	33.33%

提出会社との資本関係、人的関係及び取引関係（平成25年3月27日現在）

資本関係	特筆すべき事項はありません。
人的関係	特筆すべき事項はありません。
取引関係	特筆すべき事項はありません。

（2）本株式交換の目的

当社は持株会社であり、傘下の連結子会社である株式会社日本証券新聞社（以下「NSJ社」といいます。）においては、既存事業として

- （ ）金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業
- （ ）新聞及び広告事業
- （ ）その他の事業

を営んでおりますが、経営環境悪化の影響等により平成21年6月期より4期連続で連結営業損失を計上するなど業績低迷が続いております。継続的な経費の削減を実行するなど業績の回復及び企業価値の向上を図っておりますが、平成25年2月13日に開示しておりますとおり、平成25年3月期（当期より決算期変更を行っております。）についても、連結営業損失を計上する見込みであります。売上減少の要因としては、金融証券市場ニュース及び投資支援アプリケーションの提供事業においては、オンライン金融情報の無料化の流れ、システムの競争力低下によるものと、新聞及び広告事業においては、紙媒体を主力とする日本証券新聞の購読者数の減少と、オンラインメディアの事業展開の遅れによるものと考えております。

一方で当社は経営強化のため、平成21年5月に総合金融サービス企業への業容拡大を企図し、子会社（ドリームバイザー・ファイナンシャル株式会社、平成24年8月清算済み）において第一種金融商品取引業の登録を行い、FX（外国為替証拠金取引）やCFD（差金決済取引）のサービス提供等を開始し、更に平成21年12月には、当社内に「資産運用・投資助言事業準備室」を設置し、資産運用及び投資助言業への参入の検討を開始致しました。もっとも、取り巻く事業環境の悪化等により収益基盤の確立が遅れ早期の黒字化が困難との判断により、平成22年12月に第一種金融商品取引業から撤退し、また検討を重ねておりました資産運用及び投資助言業への参入も、事業開始には至りませんでした。しかしながら、NSJ社の既存事業における顧客層（上場会社並びにその役員及びオーナー等）と金融サービス事業における顧客層（富裕層及び機関投資家）との顧客属性の共通性、当社の有する金融に関する情報収集・分析力の活用など、双方の事業にはシナジー効果が期待できると考えており、平成22年12月以降も再進出について継続して検討しておりました。

こうしたなか、上場会社が行うIR活動を支援する事業（以下「IR支援事業」といいます。）では、NSJ社がネットワークを有する企業からの委託により当該企業の会社説明会等の開催における企画、運営等及び株主・投資家向け報告書（事業報告書及び株主通信等）の作成受託等を行っており、これまでの新聞及び広告事業で築いた事業基盤を生かした発展形の事業モデルであり、その顧客企業数及び受託件数は堅調に増加し、当社の収益の柱となりつつあります。

このような事業環境のなか、当社グループは業績の回復を企図しIR支援事業を含む既存事業の強化と、金融サービス事業への再進出を含め、これらの事業とシナジーを期待できる事業への進出を検討しておりました。その結果、本株式交換を行うことにより、新聞及び広告事業並びにIR支援事業等との事業シナジーが期待できる金融サービス事業への再進出を行うことと致しました。また、併せて本臨時報告書と同日に提出予定の有価証券届出書に記載のとおり、金融サービス事業への再進出に要する費用及び同事業拡大のための資金の調達を目的に、株主割当による第5回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を取締役に決議しております。

なお、当社は平成24年9月に第3回新株予約権（平成24年9月19日、有価証券届出書を関東財務局長に提出）、同年12月に第4回新株予約権（平成24年12月4日、有価証券通知書を関東財務局長に提出）の発行を決議しており、それぞれ136百万円、38百万円の資金調達を行っております。第3回新株予約権による調達資金の資金使途は、運転資金の確保を企図した財務基盤の安定化、金融証券市場ニュースの提供事業並びに新聞及び広告事業におけるオンライン化への投資、IR支援事業の強化であり、第4回新株予約権による調達資金の資金使途は運転資金の確保を企図した財務基盤の安定化です。第3回新株予約権及び第4回新株予約権による調達資金により既存事業を展開するうえでの人件費や営業活動費用などの運転資金の確保と、金融証券市場ニュースの提供事業並びに新聞及び広告事業におけるオンライン化への投資及びIR支援事業の強化を図ることが可能となり、一方で本新株予約権による調達資金により既存事業とシナジーを期待できる金融サービス事業の再進出及び同事業拡大のための資金の確保を図ることが期待できます。

今般、株式交換により当社の子会社となるWM社は、富裕層や機関投資家を主な顧客層として、不動産及び不動産関連金融商品（以下「不動産等」といいます。）への投資に関するアセットマネジメント事業を主たる事業としており、約555億円の顧客資産（平成24年3月末時点）についてアセットマネジメント業務を受託しております。具体的には機関投資家等への不動産等投資に関する助言等を行う業務（アセットマネジメント業務）並びに不動産仲介、投資物件の発掘、デューデリジェンス及びドキュメンテーションなど不動産売買に関する総合的なサービス業務（アキュイジションサポート業務）等を営んでおります。同社は平成20年のリーマンショック以降の国内外の金融・不動産業界の低迷の中においても、過去6期の内5期において経常利益を計上しております。東日本大震災直後の平成24年3月期にはアキュイジションサポート業務の低迷と不動産等投資に関する共同出資持分の売却損等により、連結営業収益254百万円、同経常損失12百万円と損失を計上致しましたが、7期目にあたる平成25年3月期（今期）には連結営業収益317百万円、同経常利益55百万円と再び連結黒字に転換する見込であります。しかしながらアセットマネジメント業務に係る新規受託が同社計画どおりには進んでいないために漸減している顧客資産の拡大が同社の課題であり、そのための施策の一つとして今後は、大胆な金融緩和に伴う金融・不動産市況の回復も期待できる中、子会社（Wインベストメントパートナーズ株式会社）を通じて富裕層の資産運用や財務管理を一括して担うファミリーオフィスビジネスへの展開も計画するなど不動産等関連のみならず幅広い金融サービスの提供を予定しております。

そのようなWM社との株式交換による完全子会社化の実施により、当社は金融サービス事業への再進出・参入の足掛かりとなり、WM社においても当社の子会社であるNSJ社の有する顧客ネットワークの活用により、更なる業績の向上が期待できます。

また、NSJ社の既存事業における顧客層（上場会社並びにその役員及びオーナー等）に対する高付加価値な金融サービスの提供は、当社グループ全体の収益の多様化と顧客単価の向上に繋がり、また当社グループの既存事業においてもWM社の顧客層（富裕層及び機関投資家）とのネットワークを活かしたIR支援事業、新聞及び広告事業の拡大等により収益の改善・発展が期待できるものと考えております。

上記のとおり本株式交換は、当社の企業価値の向上に資するものと考えております。

なお、当社は本株式交換による金融サービス事業への再進出に伴い、親会社のあかつきフィナンシャルグループ株式会社との協力関係の強化を進める予定であり、また、上述のとおり、シナジー効果が期待できることからWM社からは取締役1名を当社定時株主総会での決議を経て迎え入れ、現在の代表取締役社長に加えて代表取締役に就任する予定です。これにより、当社グループと、WM社及びその子会社で連携を図ることが可能となります。

（3）当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容及びその他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社とし、WM社を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。なお、本株式交換は、当社は平成25年6月20日開催予定の定時株主総会において、WM社は同日開催予定の定時株主総会において、それぞれ本株式交換契約の承認を受けたうえで、平成25年7月1日を効力発生日として行う予定であります。

なお、本株式交換は、平成25年6月20日開催予定の当社定時株主総会において、(1)当社における発行可能株式総数の増加に関する定款変更、(2)WM社との株式交換、(3)WM社から当社に迎え入れる取締役1名の選任の各議案が全て承認されること、当社における株主割当による本新株予約権発行に係る金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、平成25年6月20日開催予定のWM社定時株主総会において当社との株式交換が承認されること、並びに本株式交換の効力発生日の前日までにWM社における自己株式の消却及びWM社の新株予約権の放棄又は自己新株予約権の消却による消滅の効力が適法かつ有効に生じたことを条件として、その効力が発生することになります。

但し、上記日程は、当社及びWM社との間の協議及び合意により変更されることがあります。

株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	WM社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	16.67

（注）1．本株式交換に係る割当ての内容

WM社の普通株式1株に対して、当社普通株式16.67株を割当て交付いたします。

2．本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社の普通株式10,002株を割当交付する予定です。

なお、WM社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する同社取締役会の決議により、同社が本株式交換が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において所有している自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するWM社の自己株式を含みます。）を、基準時において消却する予定であり、当該自己株式については当社の株式の割当ては行われない予定です。

3．1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当て交付を受けることとなるWM社の現株主に対しては、会社法234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付致します。

本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取り扱い

WM社が発行している新株予約権については、本株式交換の効力発生日の20日前までに、WM社が、各新株予約権の新株予約権者から当該新株予約権を取得するか、又は新株予約権者をして当該新株予約権を放棄させることを予定しております。また、WM社は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において有する全ての自己新株予約権を、基準時をもって消却する予定です。

なお、WM社は、新株予約権付社債を発行しておりません。

その他の株式交換契約の内容

株式交換契約書の内容は以下のとおりであります。

株式交換契約書

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社（住所：東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号）（以下「DVH社」という。）及びウェルス・マネジメント株式会社（住所：東京都港区赤坂一丁目12番32号）（以下「WM社」という。）は、平成25年3月28日付で、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

DVH社及びWM社は、本契約の定めに従い、DVH社を株式交換完全親会社とし、WM社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、DVH社は、本株式交換によりWM社の発行済株式（但し、DVH社が所有するWM社の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. DVH社は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるWM社の株主名簿に記載又は記録されたWM社の株主（但し、DVH社を除くものとし、以下「割当対象株主」という。）に対し、WM社の株式に代わり、その所有するWM社の株式数の合計に16.67を乗じた数のDVH社の株式を交付する。
2. DVH社は、本株式交換に際して、割当対象株主に対し、その所有するWM社の株式1株につき、DVH社の株式16.67株の割合をもって割当てる。
3. 本株式交換に際して割当交付するDVH社の株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、DVH社は、会社法（平成17年法律第86号、本契約の締結日までの改正を含む、以下同じ。）第234条の規定に従い処理する。

第3条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して、増加するDVH社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金
金0円
- (2) 資本準備金
会社計算規則（平成18年法務省令第13号、本契約の締結日までの改正を含む。）第39条に従いDVH社が定める額
- (3) 利益準備金
金0円

第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年7月1日とする。但し、本株式交換に係る手続の進行上の必要性その他の事由により、DVH社及びWM社が協議し合意の上、これを変更することができる。

第5条（株主総会の承認）

- 1．DVH社は、平成25年6月20日に開催予定の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 2．WM社は、平成25年6月20日に開催予定の定時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
- 3．前二項に定める手続は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、DVH社及びWM社が協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（会社財産の管理等）

DVH社及びWM社は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもって自ら又はその子会社の業務の執行及び運営並びに財産及び権利義務の管理を行うものとし、DVH社及びWM社は、それぞれの又はそれぞれの子会社の業務、財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめDVH社及びWM社が協議し合意の上、これを行うものとする。

第7条（本株式交換の条件の変更及び本株式交換の中止）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、DVH社又はWM社の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又はこれらの事態が生じることが明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合（平成25年3月28日開催のDVH社取締役会において決議されたDVH社の第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」という。）の発行が何らかの事由により中止された場合を含むが、これに限られない。）は、DVH社及びWM社が協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は、相手方に対する書面による通知をもって本契約を解除することができる。

第8条（本契約の効力）

本契約は、DVH社又はWM社において第5条に定める本契約の承認又は本株式交換に必要な事項に関する決議を受けられなかった場合にはその効力を失うものとする。

第9条（本株式交換の効力発生条件）

本株式交換は、平成25年6月20日開催予定のDVH社の定時株主総会において、(1)DVH社における発行可能株式総数の増加に関する定款変更、(2)WM社との株式交換、(3)WM社から当社に迎え入れる取締役1名の選任の各議案が全て承認されること、DVH社における第5回新株予約権の発行に係る金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、平成25年6月20日開催予定のWM社の定時株主総会においてDVH社との株式交換が承認されること、並びに第10条に定めるWM社における自己株式の消却及びWM社の新株予約権の放棄又は自己新株予約権の消却による消滅の効力が適法かつ有効に生じたことを停止条件として、その効力を生ずるものとする。

第10条（WM社における自己株式の消却等）

- 1．WM社は、DVH社及びWM社において第5条に定める本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議が得られた場合には、WM社が基準時において所有しているWM社の株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するWM社の株式を含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催するWM社の取締役会の決議により基準時をもって消却する。また、WM社が発行している新株予約権について、効力発生日の20日前までに、WM社が当該新株予約権の新株予約権者から当該新株予約権を取得し、又は当該新株予約権者をして当該新株予約権を放棄させるものとし、かつ、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において有する全ての自己新株予約権を、基準時をもって消却する。
- 2．DVH社は、本株式交換によって、DVH社における第5回新株予約権の行使価額の調整を行わない。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項、その他株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、DVH社及びWM社が別途協議の上で定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、DVH社及びWM社が記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年3月28日

DVH社：東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号
ドリームバイザー・ホールディングス株式会社
代表取締役社長 奥山 泰

WM社：東京都港区赤坂一丁目12番32号
ウェルス・マネジメント株式会社
代表取締役社長 千野 和俊

（4）株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の根拠

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性・妥当性を確保するため、当社及びWM社から独立した第三者算定機関である横山公認会計士事務所に株式交換比率の算定を依頼することといたしました。

横山公認会計士事務所は、当社については、市場株価法（本株式交換に係る取締役会決議日前日を算定基準日として、短期的な変動要因を排除する為、株式会社東京証券取引所マザーズ市場の当社普通株式の算定基準日のから遡る1カ月間、3カ月間の終値の平均値を算定の基礎としております。）による算定、WM社については、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定を行いました。なおDCF法においては現状、金融・不動産業界が中長期的には大きく変動すると考えられることを考慮して、WM社の策定している事業計画は用いずに当期予想を含む3事業年度（当期予想及び過去2事業年度の実績）の連結当期純利益の平均値を基礎として、名目GDP成長率と同程度に増加していく仮定で算出しております。結果、将来の精緻な予測はできませんが、再編後の5事業年度の利益見込が当該DCF法に用いた利益予想に近似するものと考えております。

当社の株式1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定手法による株式交換比率の評価レンジは以下のとおりとなります。

算定方法	株式交換比率の評価レンジ
類似会社比較法	14.9～18.2
DCF法	15.8～18.2

横山公認会計士事務所は株式交換比率の分析に際して、当社及びWM社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用しており、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）については、個別の各資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。両社とその関係会社の財務予測については両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

なお、第三者算定機関である横山公認会計士事務所による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

算定の経緯

当社は横山公認会計士事務所による株式交換比率の算定結果を参考に、両社及びその関係会社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

算定機関との関係

第三者算定機関である横山公認会計士事務所は、当社及びWM社の関連当事者には該当せず、重要な利害関係もございません。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ドリームバイザー・ホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都中央区日本橋人形町三丁目3番13号
代表者の氏名	代表取締役会長 奥山 泰 代表取締役社長 千野 和俊
資本金の額	700,972千円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	子会社及び関連会社の株式を所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理

(注) 1. 上記資本金の額につきましては、本臨時報告書と同日に提出予定の有価証券届出書に記載しております株主割当により発行する新株予約権が行使された場合に増加する増加額を含めておりません。2. 上記代表者の氏名につきましては、平成25年6月20日開催予定の当社定時株主総会において、(1)当社における発行可能株式総数の増加に関する定款変更、(2) WM社との株式交換、(3) WM社から当社に迎え入れる取締役1名の選任の各議案が全て承認されること、当社における株主割当による第5回新株予約権発行に係る金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生すること、平成25年6月20日開催予定のWM社定時株主総会において当社との株式交換が承認されることを条件として、平成25年6月20日付で就任するものであります。

以上

3. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の第14期第2四半期 四半期報告書に記載された資本金の額は、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年11月26日～ 平成25年2月28日 (注)	7,291	17,036	87,370	700,972	87,370	285,147

(注) 第3回新株予約権及び第4回新株予約権の行使による増加であります。

4. 最近の業績の概要

平成25年5月14日頃を目処に開催する当社取締役会において、第14期連結会計年度（自平成24年7月1日至平成25年3月31日）にかかる連結財務諸表等を決議し、その結果を開示する予定であります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第13期)	自平成23年7月1日 至平成24年6月30日	平成24年9月14日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第14期第2四半期)	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日	平成25年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

なお、平成25年6月21日頃及び平成25年8月14日頃を目途に、以下書類について関東財務局長への提出を予定しております。

有価証券報告書	事業年度 (第14期)	自平成24年7月1日 至平成25年3月31日	平成25年6月21日 関東財務局長に提出予定
四半期報告書	事業年度 (第15期第1四半期)	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	平成25年8月14日 関東財務局長に提出予定

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年9月14日

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 助川 正文
業務執行社員指定社員 公認会計士 北山 千里
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているドリームバイザー・ホールディングス株式会社の平成23年7月1日から平成24年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社の平成24年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社が平成24年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月14日

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北山千里 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 宝金正典 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているドリームバイザー・ホールディングス株式会社の平成24年7月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成24年7月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年9月14日

ドリームバイザー・ホールディングス株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 助川 正文
業務執行社員

指定社員 公認会計士 北山 千里
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているドリームバイザー・ホールディングス株式会社の平成23年7月1日から平成24年6月30日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドリームバイザー・ホールディングス株式会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。